

歯学教育評価

「改善報告書」作成の手引き

「改善報告書」の作成・提出

本協会の評価を受けて、基準に適合していると認定された歯学教育学士課程を設置する大学は、評価結果を受領してから3年経過した後、所定日までに「改善報告書」を提出することが義務付けられています。

対象となる提言		「是正勧告」及び「検討課題」
報告書への記載方法	是正勧告	提言された事項について必ず改善・改革に取り組み、その結果の報告を求めるものです。したがって、当該事項への対応方法、改善状況及び将来計画について、必ず報告してください。
	検討課題	一層の改善・改革の努力を促すために提言するものであるため、どう対応するかは、各大学の判断に委ねられます。したがって、当該事項について改善を行った場合には改善状況を、改善する必要がないと判断した場合にはその理由を示してください。
様式		本協会ホームページ に掲載されている所定の様式を利用して、各提言に関する改善状況を記載してください。 ※掲載場所が分からない場合には、本協会の事務局担当者にお問い合わせください。
提出期限		評価結果を受領してから3年経過した年の7月末日 ※指摘事項の改善が完了したなどの理由により、3年を経過しない段階で「改善報告書」を提出することも可能です。その場合は、提出を希望する前年度の12月までに本協会にご連絡ください。

提出された「改善報告書」は、歯学教育評価委員会において検討を行います。その結果は、理事会の承認を経た後に当該大学に送付されます。各歯学教育学士課程においては、この「改善報告書」の検討結果を踏まえ、次回の評価申請の準備を進めてください。



以 上